

河北町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
河北町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

河北町教育委員会では、「第2次教育振興計画」において、以下のように示している。

＜第2次河北町教育振興計画（後期計画） 基本目標＞

ふるさとに学び、互いに高め合いながら、

いきいきと未来をひらく人づくり

河北の人、自然、歴史、文化のよさに浸り、ふるさとを愛する心を養うとともに、町民が生き生きと学び合い、高め合いながら、次代を担う人材を育成します。

この教育目標を実現していくためには、教育職員一人一人が、心身共に健康で、児童生徒と心を通わせながら、じっくりと向き合う時間を確保することや、専門性を十分に発揮し、よりよい授業づくりを行う時間を確保することが必要となる。

そのため、教育職員の負担を軽減し、健康な心身で、やりがいをもって教育活動を行うことができる環境整備を進めていくことを目的とする。

(2) 本町の現状

○ 町では、令和5年度に「河北町教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下の通りであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24.9時間	5%	0%
中学校	月39.3時間	41%	0%

○ 時間外在校等時間が月45時間を超える割合が、小学校は5%になっており、町内の小学校6校の平均時間を比較しても大きな差はなく、働き方改革が進んでいると考える。それに対し、中学校は41%になっており、かなり大きな数値となっている。その理由として、部活動の指導及び地域展開への移行に関する業務量、秋に行われた公開研究発表会に関する業務量が大きかったと考える。

部活動に関しては、休日部活動の完全な地域展開の実施が、令和8年度から実施される。部活動に関する業務量減少を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する必要がある。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下の通り。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月における時間外在校等時間 4 5 時間超の教育職員 0 人を目指す
- ・1 年間にける月平均時間外在校等時間を 3 0 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 8 日以上にする【令和 7 年度 1 5. 5 日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 8 % 以下にする
【令和 7 年度 8. 1 %】

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 1 1 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本家計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者や地域住民が行っている見守りに委ねることし、学校における自主的な見回りは特別なケースを除き、原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて共有する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の、学校では対応が困難と思われる事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用しやすい環境を整えていく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担の軽減を図る。
- ・学校事務体制強化のため、令和 7 年度より学校事務連携共同実施モデル校を実施し連携を図る。

○部活動

- ・令和８年度より、休日全ての部活動の地域展開を完全実施する。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・校務支援ソフトの効果的な活用や自動採点ソフト導入を通して、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、学校内で全てを担うのではなく、教育職員と外部が連携し、専門的な知見を活用できる協働した支援体制を構築する。

(２) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で１０８６単位時間以上）編成されている場合には、指導体制見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない教育活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(３) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・連続して時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員については、医師による面接指導を実施する。また、医師の助言をもとにした業務改善を行う。
- ・ストレスチェックの実施率を１００％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して、職場環境の改善を図る。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇については、まとまったに数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の確実な実施を図るため、町内の小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、町のホームページで公表したり、定例の教育委員会議等において報告したりする仕組みを構築していく。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときには、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援及び指導を実施する。
- ・本町の教育活動において、地域との関わりは大切なものであり、その関わりを保ちながら、町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。